

令和2年度「しずおか健幸惣菜PARTNER」応募要領

1 趣 旨

静岡県では、県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指した健康づくりを進めています。健康づくりには、県民一人ひとり個々の努力に加え、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響も大きく、社会全体で県民の健康を支え守る環境づくりが大切です。特に、県民が望ましい食生活を実践できる食の環境づくりのためには、食事の提供に関わる事業者や飲食店、給食施設等の協力が不可欠です。

本県では、働き盛り世代の食環境を支援するため、健康に配慮したメニューの提供の推進の一環として、「しずおか健幸惣菜」(組み合わせることで、栄養バランスのとれた食事につながるおかずのこと)の基準[別記(P4)]を定め、その普及に努めてきました。

今回、しずおか健幸惣菜の更なる普及と県民の食環境の向上を図るため、本県が推進しているしずおか健幸惣菜の基準を満たしたメニューを積極的に販売・提供している県内の惣菜・弁当販売店や事業所を「しずおか健幸惣菜PARTNER」として顕彰します。

2 実施主体

主催：静岡県(健康福祉部健康局健康増進課)

運営：しずおか健幸惣菜顕彰運営事務局

3 顕彰の対象者

しずおか健幸惣菜の基準を満たすメニュー又はしずおか健幸惣菜レシピ集掲載メニュー(以下、「しずおか健幸惣菜」という。)を積極的に販売・提供し、今後もその活動が期待でき、県民の健康づくりのための食環境の向上に寄与し、その功労が認められる事業者を対象とします。

この要領の中でいう事業者とは、次に該当する者とします。

<区分>

(1) 惣菜・弁当部門

飲食店営業許可を取得し惣菜・弁当を調理・提供する事業者及び惣菜・弁当の販売のみを行う事業者

※惣菜・弁当販売店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の店舗ごとに顕彰します。

※静岡県内の店舗を統括する営業所・支所等が、各店舗の応募をまとめて提出することもできます。

(2) 社員食堂部門

調理施設を有して社員等に給食を提供しており、社員食堂の規模が、1回50食以上又は1日100食以上程度の提供数がある事業所、事業所の支所、営業所等

※社員食堂ごとに顕彰します。

※事業所から給食の提供を受託している事業者は、顕彰の対象とならず、食堂を設置している事業者の委託事業者として登録をお願いします。

4 審査の基準

しずおか健幸惣菜の提供に関する実績及び継続性、情報発信、工夫の内容を総合的に評価します。

- (1) しずおか健幸惣菜の基準〔別記(P4)〕を満たしている惣菜を、週に1回以上提供しており、今後も提供の見込みがある。
- (2) 管理栄養士・栄養士が、しずおか健幸惣菜のメニュー開発や提供(販売)に関与している。
- (3) しずおか健康惣菜を提供(販売)する際に、健康に配慮したメニューであることを情報発信している。
- (4) 健康づくりや望ましい食事に関する情報発信などの取組を行っている。
- (5) 消費者や社員等に、しずおか健幸惣菜を購入(選択)してもらえるよう工夫している。

5 審査方法

- (1) 栄養学、惣菜の商品開発、販売等の知識を有する委員で構成する委員会で審査を行います。
- (2) 委員会では、提出のあった応募書類に基づき審査します。
- (3) 審査に当たっては、応募書類の内容確認などのため、応募者に対して連絡することがあります。(一定期間連絡や確認が取れない場合は、審査対象から除外することがあります。)

6 審査結果及び公表等

- (1) 審査結果は、応募者に対して令和3年1月下旬に文書により連絡します。
- (2) 顕彰者について、報道機関に情報提供するほか、ホームページ等で紹介する予定ですので御了承ください。

7 顕彰受賞者への支援

顕彰者には認定証を授与するほか、次のような支援を予定しております。

- ◇ 「しずおか健幸惣菜PARTNER」のロゴデータの提供（※ロゴは今後決定）
- ◇ しずおか健幸惣菜の付加価値(旬の食材や地元食材の利用、彩りの良さ等、健康以外の特長)をアピールするマークのデータ提供
- ◇ 販売促進に活用できる POP 等のツールやそのデータの提供
- ◇ 必要に応じて、アドバイザーの派遣又は相談(メニュー開発、販売促進等)
- ◇ 特設サイト及び事務局で実施する各種メディア(TV、ラジオ、新聞、WEB 広告)での PR
- ◇ 静岡県ホームページ等での紹介

8 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、必要書類等(レシピや写真・画像等)を添えて、電子メール又は郵送で御提出ください。

※応募用紙は、専用のウェブサイト[kenkou-souzai.com]からダウンロードをお願いいたします。

※応募用紙等を受理しましたら、電子メールにて受付の連絡をします。

提出後、1 週間以内に連絡がない場合には、事務局宛て御連絡ください。

(1) 電子メールの場合

shizuoka@kenkou-souzai.com 宛てに送信してください。

なお、5MB 以上の場合は、転送サービスを御利用ください。

(例) ギガファイル便 [<https://gigafile.nu>]

(2) 郵送の場合

〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3(静鉄日出町ビル 1F)

(株)静鉄アド・パートナーズ内 しずおか健幸惣菜顕彰運営事務局宛てに送付してください。

※応募に必要な郵送料等は、応募者が御負担ください。

※提出された応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

9 応募の期間

令和2年11月25日(水)から令和3年1月12日(月)まで

※電子メールの場合は、令和3年1月12日中に受信されたもの、

郵送の場合は、令和3年1月12日までの消印のものを有効とします。

10 その他

- (1) 応募に当たり虚偽の申告を行うなどの行為を確認したときは、審査対象から除外します。

- (2) 提出いただいた応募用紙等の内容(取組事例等)については、冊子や県のホームページ等の広報媒体で紹介することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 応募書類に記載された個人情報、本要領で定めること以外には使用しません。

11 応募先及び問合せ先

(事務局) しずおか健幸惣菜顕彰運営事務局

[株式会社静岡アド・パートナーズ内]

〒420-0837 静岡市葵区日出町8-3(静岡日出町ビル1F)

TEL 054-255-5673

E-mail shizuoka@kenkou-souzai.com

[別記]

〈 しずおか健幸惣菜の基準 〉

区分 ※1	エネルギー (kcal)	食塩 相当量(g)	野菜量(g) (きのこ・海藻・ いも類を含む)※2	肉・魚・卵・ 大豆製品 (g)
主菜	550kcal 未満	2g 未満	付けあわせを含めて 合計 50g 以上	90~150g
副菜	200kcal 未満	1g 未満	2種類以上 合計 70g 以上	—
一皿で 主菜・副菜	450~650kcal	2.7g 未満	2種類以上 合計 120g 以上	90~150g

※1 弁当等で提供する場合には、各区分の中で、少ない分量の惣菜を複数組み合わせ、上記の区分の基準に該当することでもよい

※2 乾物を使用した場合は、日本食品成分表の重量変化率を用いて算出する

〈しずおか健幸惣菜レシピ集〉

しずおか健幸惣菜ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/kenkousozai.html>